

静岡労働局発表
令和7年11月10日

静岡労働局労働基準部監督課
監督課長 片岡 裕也
統括特別司法監督官 山中 康久
(電話) 054-254-6352

令和6年度における送検状況について

～26件の労働基準法・労働安全衛生法等違反被疑事件を送検～

静岡労働局（局長 國分一行）は、令和6年度に県内の7労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検した状況を取りまとめた。

- 送検件数 26件
- 法令別内訳 労働基準法又は最低賃金法違反 6件
労働安全衛生法違反 20件

- ・ 労働基準監督署が取り扱う事件は、死亡等重大な労働災害の発生が捜査の端緒となる事件が多数を占める傾向にあり、令和6年度は、総件数26件のうち、重大な労働災害を端緒とする事件は19件を占めた。
- ・ 告訴・告発を端緒とする事件は年々増加する傾向にある。

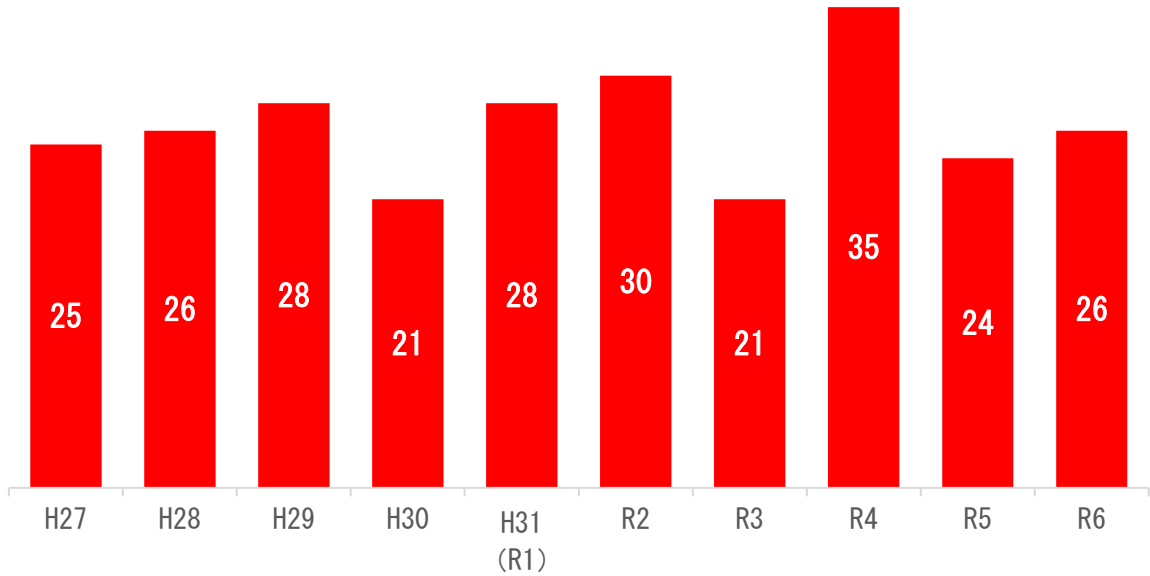
労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払い等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては司法警察権限を行使して捜査を行い、労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検している。

[参考] 労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）

第102条 労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察官の職務を行う。

（※ 最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定あり）

1 年度別送検件数の推移（過去 10 年度）



2 業種別法令別違反件数（令和 6 年度）

		業 種						
		製造	建設	運輸 交通	商業	接客 娯楽	その 他	計
労働基準法・最低賃金法関係		0	0	1	2	2	1	6
	賃金不払 （労働基準法第 24 条、最低賃金法第 4 条）				1	1	0	2
	その他			1	1	1	1	4
労働安全衛生法関係		9	5	0	1	0	5	20
	安全基準違反 （労働安全衛生法第 20 条・21 条）	7	3		1		4	15
	特定元方・注文者の違反 （労働安全衛生法第 30 条・31 条）		1					1
	就業制限違反 （労働安全衛生法第 66 条）							
	労災かくし （労働安全衛生法第 100 条）		1					1
	その他	2					1	3
合 計		9	5	1	3	2	6	26

3 業種別推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
製造業	11	4	9
建設業	16	13	5
運輸交通業	4	0	1
商業	1	1	3
接客娯楽業	0	2	2
その他	3	4	6
総件数	35	24	26

4 法令別推移

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
労働基準法・最低賃金法	賃金不払 (労働基準法第24条・最低賃金法第4条)	5	8	2
	違法な時間外労働・休日労働 (労働基準法第32条・35条・40条)	0	0	1
	賃金不払残業 (労働基準法第37条)	0	0	0
	その他	3	1	3
	計	8	9	6
労働安全衛生法	作業主任者の不選任等 (労働安全衛生法第14条)	0	0	0
	安全基準違反 (労働安全衛生法第20条・21条)	17	6	15
	特定元方・注文者の違反 (労働安全衛生法第30条・31条)	2	1	1
	就業制限違反 (労働安全衛生法第61条)	2	3	1
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	5	2	1
	その他	1	3	2
	計	27	15	20

5 捜査の端緒別推移

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	労働基準法・最低賃金法	労働安全衛生法	合 計	労働基準法・最低賃金法	安全衛生法	合 計	労働基準法・最低賃金法	労働安全衛生法	合 計
告訴・告発以外	7	27	34	8	14	22	3	20	23
うち死亡等の重大な労働災害	－	19	19	－	11	11	－	19	19
告訴・告発	1	0	1	1	1	2	3	0	3
総 件 数	8	27	35	9	15	24	6	20	26

令和 6 年度の送検事例

【事例 1】危険防止措置の懈怠

(労働安全衛生法違反)

製紙工場で労働者にロール機の清掃作業を行わせる際に、機械の運転を停止させなかった疑い。

清掃作業をしていた労働者は、機械のロール部分に巻き込まれて死亡した。

【事例 2】無資格就業

(労働安全衛生法違反)

最大積載荷重 1 トン以上のフォークリフトを、無資格の労働者に運転させた疑い。

フォークリフトを運転していた労働者は、運転席を離れて荷の状況を確認していたところ、崩れた荷とフォークリフトの間に挟まれて死亡した。

【事例 3】労災かくし

(労働安全衛生法違反)

令和 4 年 2 月に変電設備の点検作業中に発生した休業を伴う労働災害について、所轄労働基準監督署長に対し、労働者死傷病報告を提出しなかった疑い。

【事例 4】賃金不払い

(最低賃金法・労働基準法違反)

労働者 19 名に対し、2 か月間の定期賃金(合計約 401 万円)を所定支払日に支払わなかった疑い。

【事例 5】違法な時間外労働

(労働基準法違反)

一般貨物自動車運送事業において、労働者 3 名に、36 協定の延長時間を超えて時間外労働を行わせた疑い。